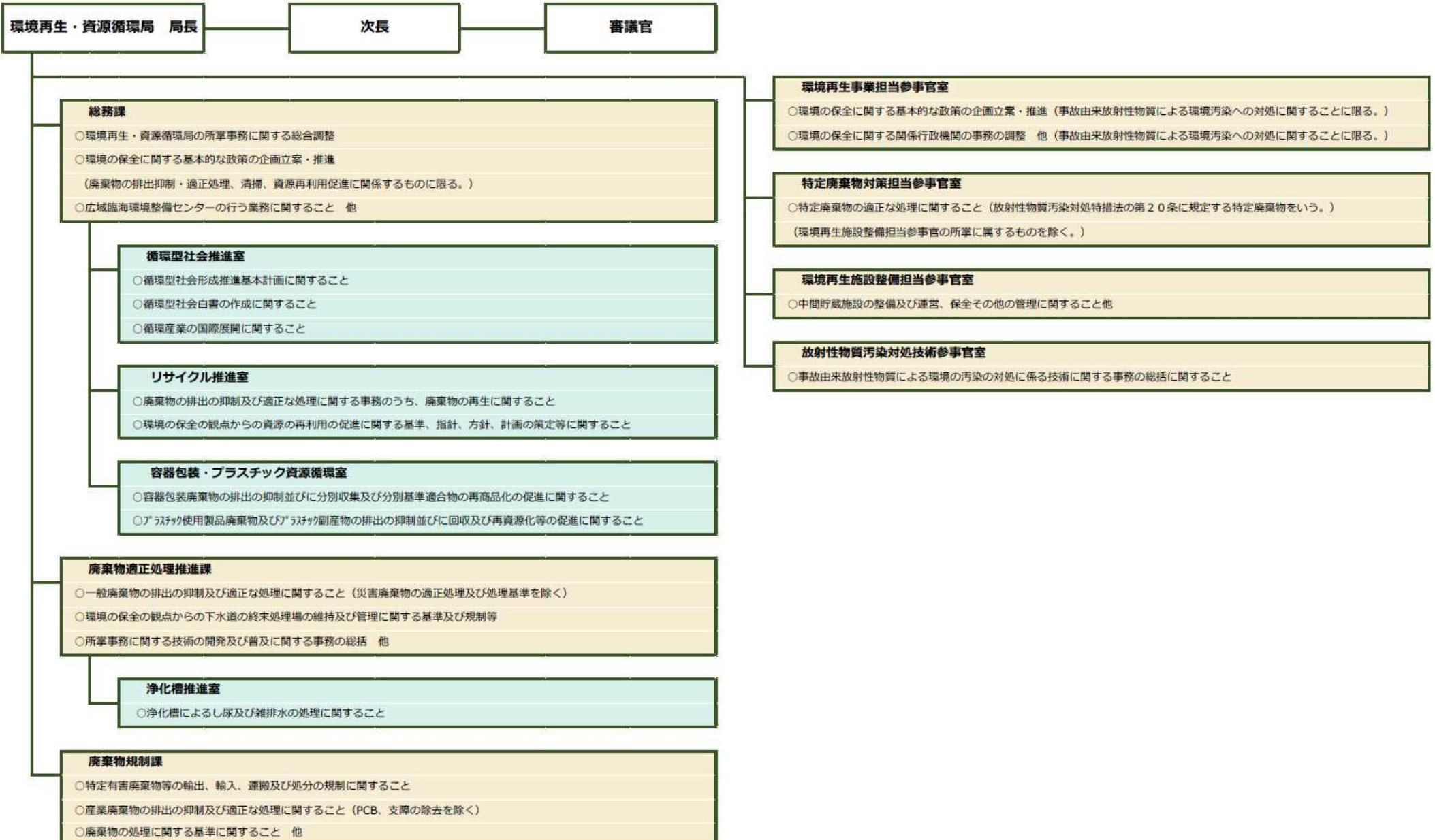


総務課



令和6年度 環境再生・資源循環局 重点施策

単位：億円



事 項	令和6年度 当初予算額	令和5年度 当初予算額	令和5年度 補正予算額
1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進～時代の要請への対応（統合的アプローチ） ～時代の要請への対応（統合的アプローチ）～			
1-1. 社会課題解決に向けた政策パッケージ （2）国内外のバリューチェーンで日本企業が評価され競争優位になる仕組みの構築			
・ プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】	3 8	5 0	3 2
・ 先進的な資源循環投資促進事業【GX】	5 0	(新規)	
・ 化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO2型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）【エネ特】	4 7	4 7	
・ 資源循環情報の活用の推進	1	0.8	
（3）将来にわたる安全・安心で質の高い暮らしの実現			
・ 一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	4 9 5	4 9 4	9 5 1
・ 浄化槽の整備【一部エネ特】	1 0 4	1 0 4	5
1-2. 国際展開 （2）アジア・ゼロエミッション共同体構想等への貢献			
・ 循環産業の海外展開支援基盤整備（循環経済移行促進事業の一部）	7の内数	6の内数	
1-5. 循環経済（サーキュラーエコノミー） （1）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化			
・ プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化【エネ特】（再掲）	3 8	5 0	3 2
・ 先進的な資源循環投資促進事業【GX】（再掲）	5 0	(新規)	
・ 化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替、金属・再エネ関連製品等の省CO2型リサイクル、地域の廃棄物バイオマスの利活用等の実証（脱炭素型循環経済システム構築促進事業）【エネ特】（再掲）	4 7	4 7	
・ 食品ロス削減、サステナブル・ファッション及びプラスチック等の資源循環の推進やリユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援	9	7	6の内数
・ リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務	0.5	0.4	
・ 資源循環情報の活用の推進（再掲）	1	0.8	
・ 循環経済移行促進事業（再掲）	7	6	
（2）強靱な廃棄物処理体制の構築			
・ 大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討	3	3	
・ 一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】（再掲）	4 9 5	4 9 4	9 5 1
・ 浄化槽の整備【一部エネ特】（再掲）	1 0 4	1 0 4	5
・ PCB廃棄物の適正な処理の推進等	3 5	4 1	4 0
2-2. 東日本大震災からの復興・再生と未来志向の取組 （1）環境再生に向けた取組等の着実な実施			
・ 中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用の推進等【復興特】	1, 0 0 8	1, 7 8 6	
・ 除去土壌等の適正管理及び原状回復等の実施【復興特】	1 5 0	1 6 9	
・ 特定復興再生拠点区域の整備に必要な除染等の実施【復興特】	3 7 0	4 3 6	
・ 特定帰還居住区域の整備に必要な除染等の実施【復興特】	4 5 0	(新規)	
・ 放射性物質汚染廃棄物の処理等【復興特】	4 0 7	7 3 0	
（2）未来志向の復興加速～希望ある未来へのリデザイン～			
・ 「脱炭素×復興まちづくり」の推進【エネ特】	5	5	

経済財政運営と改革の基本方針2024

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

3. 投資の拡大及び革新技术の社会実装による社会課題への対応

（2）GX・エネルギー安全保障

- サーキュラーエコノミー（循環経済）については、再生材利用拡大と製品の効率的利用等を促進する動静脈連携※のための制度検討や支援、産官学の連携による各製品・素材別の中長期ロードマップの策定等への支援を行うとともに、資源循環に係る国際協力や国際ルールの形成を進める。太陽光パネル等の廃棄・リサイクルの制度検討、ペットボトルを始めとするプラスチックや金属の再資源化に向けた技術開発及び設備投資への支援を行うとともに、バイオものづくりの技術開発・拠点整備を進める。

※ 製造業・小売業等と廃棄物処理・リサイクル業等との連携。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版

VI. G X・エネルギー・食料安全保障 1. G X・エネルギー

(4) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

- 循環経済の実現を国家戦略として位置付け、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現に貢献し、規制やテクノロジーを活用しながら取り組むことにより成長機会の獲得につなげ、地方活性化につながる地域循環モデルの構築等により地域とくらしを豊かにするとともに、経済安全保障上、重要な資源を確保する観点から国際ルール形成等を通じ世界をリードする。このため、以下の取組を政府一体で推進し、第五次循環型社会形成推進基本計画等にもつなげる。

①事業者間連携やイノベーション等による徹底的な資源循環

- 今国会で成立した再資源化事業等高度化法による、地方公共団体ごとの許可を国一括認定に代替する認定制度に基づき、高度な資源循環事業を3年で100件以上認定する等、製造業等と廃棄物処理・リサイクル等に携わる資源循環業の連携の強化や再資源化の高度化等を支援する。
- 循環経済パートナーシップ、サーキュラーパートナーズ等を活用し、製造業等と資源循環業の連携事例の共有を図るとともに、横断的な規格の整備を図る。
- 産業界のニーズに対応した再生材の供給体制を確保するため、産官学で連携して、廃棄物の再資源化へのA I・機械の導入や生産能力向上を支援する。また、循環経済のデジタル基盤整備のためにも、ウラノス・エコシステムの取組を進める。
- 使用済太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進するための制度を検討する。
- 持続可能な航空燃料（SAF）の2030年10%導入の実現に向け、循環資源由来の原料調達を含む安定供給のためのサプライチェーンの構築等、循環型のバイオエコノミー市場を一層拡大する。
- 資源循環分野の高度人材確保のため、同分野を特定技能制度の対象とする検討を進める。



②循環経済に関する国際ルール形成及びESG投資の促進

- G 7 広島サミットで承認された循環経済及び資源効率性原則に基づき、来年までの企業の循環性情報開示手法を含むグローバル循環プロトコルの開発に貢献し、国際標準化を進める。また、2026 年度までにバリューチェーンの循環性指標や環境負荷削減推計手法を開発する等、製造立国として、同志国と連携しつつ、国際ルール形成をリードする。さらに、グリーン金融関連のガイドライン策定等を通じ、循環経済の ESG 投資を推進する。

③経済安全保障を確保するための国内外の資源循環体制の確立

- 資源制約を克服するため、レアメタル等の重要物資を資源循環により戦略的に確保することが不可欠であり、電子スクラップ（E-scrap）のリサイクルの処理量を2030 年までに約 50 万トン（2020 年比 5 割増）に増加させることを目指し、設備・拠点への投資を支援する。E-scrap の輸出入手続が来年から煩雑化するため、デジタル化等の迅速化対策を本年度中に決定し、国際ルール形成を主導する。ASEAN 諸国等において E-scrap の適正な回収を支援しつつ、我が国で高度に再資源化する体制を構築する。
- 国内の金属スクラップ等が不適正に処理され海外に流出していることを踏まえ、本年度に関連の貿易品目分類の見直しを開始する。また、環境対策が不十分なヤードへの対応として、スクラップの適正管理、不適正輸出防止等に取り組みつつ、必要に応じて、環境対策強化等の観点から制度的措置を講じる。さらに、近隣諸国が課す金属スクラップ等の国際貿易ルール上の不整合の有無を検証する。
- 国内外の資源循環ネットワーク拠点の構築や資源循環の拠点港湾の選定・整備を推進する。
- 海外展開を強化するため、ASEAN、グローバル・サウスと呼ばれる国・地域等の途上国に対し、日本の優れた廃棄物管理やリサイクルに関する制度・技術・人材育成を展開し、環境上適正な廃棄物管理及びインフラ整備を推進する。



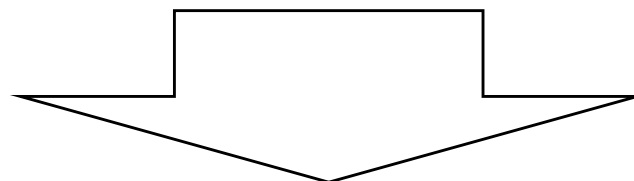
④資源循環市場の創出

i) 政府調達による国内市場の創出支援

- 循環性の高い製品やサービスの需要を拡大するため、2030 年度までにグリーン購入法基本方針に位置付けられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入することとし、本年度から取組を開始する。また、第三者機関による環境ラベルを活用し、グリーン購入を促進する。

ii) 再生可能資源の活用による地方創生や地域の循環経済市場の創出

- 地域で資源循環のネットワーク形成を主導できる中核人材を育成するとともに、モデル地域を創出し、横展開を図る。あわせて、中小・中堅企業の実取組を支援する。
- 木材の非住宅建材への活用や改質リグニン等の木質系新素材の利用拡大、適切な森林管理による森林資源の循環利用を促進する。
- レアメタルの含有率が高い小型家電や電池含有製品について、回収率向上のための目標を設定し、国民参加を促すことで、再資源化に取り組む。
- あわせて、建設廃棄物における水平リサイクルの推進、農業残渣等のバイオマスを活用した肥飼料生産や発電・熱利用、下水汚泥資源の肥料利用の実取組を安全性にも配慮しつつ推進するとともに、循環型の一般廃棄物処理システム構築を促進する。



iii) 資源価値を可能な限り活用するまちづくり・インフラ整備

- インフラの長寿命化に向けたメンテナンスサイクルの構築に努める。また、産業廃棄物の有効活用等に資するブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の保全・再生・創出に取り組む。
- 長期優良住宅や耐震性等のリフォーム等、持続可能な住宅・不動産ストックの形成を図る。また、空き家や古民家の活用等の取組を促進する。
- グリーンインフラの推進や緑地の再生・整備等、低未利用地の利用転換の方策を本年度中に整理し、推進する。

iv) 循環型ビジネスの拡大

- 製品の長期的・効率的利用につながるリユース、リペア、リース、シェアリングエコノミー等を活用できる環境を整備することにより、ライフスタイルの転換を促進する。環境配慮設計の促進、環境負荷削減効果等の情報開示やリユース製品のトレーサビリティの向上、スタートアップを含む関連サービスのプラットフォームの活用など新たなビジネスモデルの構築を図る。
- 2030 年の食品ロス半減目標の達成に向け、食品寄附及び食べ残し持ち帰りのガイドラインを本年度中に策定する。また、飼料・肥料への利用を進め、それが困難な場合にエネルギーに利用するカスケード利用を推進する。
- 家庭から廃棄される衣類の量を 2030 年度までに 2020 年度比で 25%削減することを目指す。諸外国の規制の動向を注視しつつ、供給量の適正化を進めることも視野に、売れ残り商品の量・処分方法に係るアパレル企業の情報開示や、適正なリペア・リユース・リサイクルのための官民連携のルールづくりを進める。また、おむつのリサイクルを促進する。

循環型社会推進室

1. 循環型社会形成の推進について

(1) 循環型社会形成推進基本計画の策定について

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）第15条の規定に基づき、政府は循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定している。循環基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており、平成30年6月に閣議決定した第四次循環基本計画の見直しの議論を令和5年4月から開始した。令和5年10月に策定された「新たな循環型社会形成推進基本計画策定のための具体的な指針」に基づき作成した第五次循環基本計画案については、令和6年夏頃の閣議決定を予定している。

第五次循環基本計画は、次に示す5つの柱に基づき、循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性、目指すべき循環型社会の将来像、各主体の連携と役割、国の取組、循環型社会形成のための指標及び数値目標について盛り込む構成としている。

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

今回の改定のポイントとして、「循環経済を国家戦略に」と副題を付しており、「循環経済への移行」を国家戦略として明確に位置付ける予定。循環経済への移行は、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、循環型社会を形成する上での強力なドライビングフォースである。また、循環経済への移行は、気候変動や生物多様性の保全、環境汚染の防止等の社会的課題の解決につながるだけでなく、経済安全保障、産業競争力強化、地方創生、質の高い暮らしの実現によるウェルビーイングの向上にも資するものであり、関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題である。

地方公共団体におかれても、第五次循環基本計画及び本文に記載した「各主体の役割」のうち「地方公共団体に期待される役割」等を踏まえた施策展開をお願いしたい。

<参考資料>

- ・循環型社会形成推進基本計画に関する環境省ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

・第五次循環型社会形成推進基本計画（案）（令和6年6月10日 中央環境審議会循環型社会部会（第55回）資料）

<https://www.env.go.jp/content/000229789.pdf>

・第五次循環型社会形成推進基本計画（案）の概要

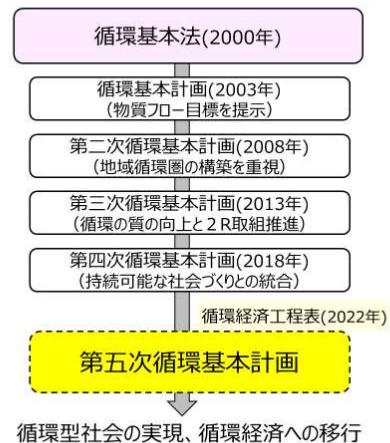
第五次循環基本計画の検討状況について



- ◆ 循環基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき策定する政府計画で、おおむね5年ごとに見直すこととされており、2024年夏頃の閣議決定を予定。
- ◆ 計画策定に向けては、**中央環境審議会が具体的指針について意見を述べる**こととされている。**具体的指針については**、中央環境審議会での審議を経て取りまとめ、**昨年10月に中央環境審議会から環境大臣に意見具申を行った。**
- ◆ 現在、中央環境審議会では計画本文の最終調整を行っているところ。**本年夏頃の閣議決定を予定。**

具体的なスケジュール

2023年	
4月	: 循環型社会部会において検討のキックオフ
6月～	: 関係省庁からの取組紹介及び企業等からの先進事例等のヒアリング
8～9月	: 具体的指針の案を提示して3回審議
10月	: 具体的指針の取りまとめ
12月～	: 第五次循環基本計画本文審議開始
2024年	
4月	: 第五次循環基本計画原案取りまとめ : パブリックコメント
夏頃	: 第五次循環基本計画の閣議決定（予定）

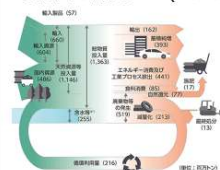


今回の改定のポイント：循環経済を国家戦略に



経済・社会面に着目した施策の展開

※参考
我が国の物質フロー（2020年度）



第一次計画(2003)

循環利用率・資源生産性・
最終処分量の数値目標を設定
物質フロー※の考え方の導入

第二次計画(2008)

- ①低炭素社会、自然共生社会
との統合的な取組
- ②地域循環圏の構築
- ③国際的な循環型社会の構築

第三次計画(2013)

- ①リサイクルに加え、リデュース・
リユースにも着目した施策の強化
- ②東日本大震災への対応

第四次計画(2018)

環境的側面、経済的側面、
社会的側面の統合的向上

今回の計画（第五次計画）

- 循環経済への移行を前面に打ち出す
- 気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、経済安全保障・産業競争力強化・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献

将来世代の未来につなげる**国家戦略**として策定

環境面に着目した施策の展開

第五次循環基本計画の構成



1. 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）

- 循環型社会を形成する上でのドライビングフォースとして循環経済への移行が重要。「同心円」の考え方で取り組む。
- 環境制約に加え、産業競争力強化、経済安全保障、そして地方創生にも資するように循環経済への移行を進めることは、関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題であり、国家戦略として本計画を策定。

2. 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性

3. 目指すべき循環型社会の将来像

4. 各主体の連携と役割

バックカスティング的に取組を検討

5. 国の取組

5つの柱ごとに提示

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

循環型社会の全体像に関する指標及び取組の進展に関する指標を設定

6. 循環型社会形成のための指標及び数値目標

7. 計画の効果的実施

計画（案）第1章の概要：我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋



- 資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。
- 循環経済への移行に国家戦略として取り組み、環境制約、経済安全保障・産業競争力強化、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決。

	主な課題・背景	主な政策的対応	実現される将来像
環境制約への対応	気温上昇・種の絶滅が加速	・ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策（資源循環が約36%のCO2削減に貢献可能） ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策	・資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制 ・気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進） ・環境負荷と経済成長の絶対的デカップリング
経済安全保障・産業競争力強化	世界資源需要増で資源獲得競争激化等資源の価格高騰と供給懸念 バッテリー・自動車・包装材等で再生材利用強化の動き	・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用 ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化 ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大 ・バリューチェーン循環性等の国際ルール形成主導	・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現 ・国内外一体の資源循環体制構築 ・製品・サービスの競争力を向上 ・我が国の国際的なプレゼンスを向上
質の高い暮らし・地方創生	地域経済の縮小、人口減少・少子高齢化、空き家・空き店舗等 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの脱却が必要	・地域の特性を活かした資源循環システムの構築 ・地方公共団体が連携協力を促進 ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス削減等でライフスタイルを転換	・地場産業の振興や雇用創出、コミュニティの再生など、地域課題の解決 ・地域資源の特性を生かした魅力ある地域づくり ・多様な選択肢の中で行動・ライフスタイルを転換し質の高い暮らしを実現

計画（案）第5章の概要：国の取組（主なポイント）



1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

循環経済への移行・ネットゼロ・ネイチャーポジティブに関する施策の統合的実施によるトレードオフ回避とシナジー最大化

- 特に経済安全保障・産業競争力強化にも資する施策
- 特に地方創生・質の高い暮らしの実現にも資する施策

2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環

循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年までに80兆円に、2050年までに120兆円に

- ・プラ再生利用量・金属リサイクル原料※の処理量倍増のための設備補助等
- ・再資源化事業等高度化法案の円滑な施行（3年で100件以上の事業を認定）
- ・J4CEやCPsによる主体間連携の推進
- ・太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進する新たな制度的枠組み構築
- ・環境配慮設計、再資源化の高度化、自動車等への再生材供給拡大、循環経済ビジネスへのESG金融の促進
- ・廃棄物等バイオマスのS A F等としての利活用の促進に向けた研究開発、実証等
- ・食品循環資源の肥料飼料利用の促進
- ・グリーン購入法基本方針における特定調達品目に資源循環を意識した基準の導入、強化、拡充、整理

3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現

リユース品や修理サービス、地域の循環資源等を活用した製品の利用促進や地産地消による暮らしの豊かさ向上

- ・環境と調和の取れた持続可能な食料システムの構築
- ・使用済み紙おむつの再生利用の促進
- ・レアメタルを含む小型家電回収
- ・食品ロス施策パッケージ等による食品ロスの半減、ガイドライン策定
- ・家庭の廃棄衣類25%減、サステナブルファッション推進

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

技術開発や情報流通基盤整備

- ・資源循環型の一般廃棄物処理システムの構築
- ・廃棄物処理システムの強靱化・集約化・広域化・脱炭素化
- ・資源循環分野の外国人材活用検討
- ・大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制構築と着実な処理

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

G7、G20、OECD等の国際的な場で資源循環政策形成をリード

- ・E-scrap等の輸入円滑化（2030年までに処理量約50万t）、国内外一体的な資源循環施策を促進
- ・バーゼル法の認定制度の促進・電子化手続の検討
- ・グローバル循環プロトコルの開発等国際ルール作りに貢献
- ・資源循環に関する我が国の優れた制度・人材育成・システム・技術などをパッケージとしてASEANをはじめとする途上国等へ海外展開

※使用済み小型家電等の廃電子部材や廃蓄電池をリサイクル原料として仕向けたもの

(2) 積極的な情報発信等による行動喚起の促進

循環型社会の形成のためには、企業活動や国民のライフスタイルにおいて 3 R の取組を浸透させ、恒常的な活動や行動として定着させていく必要がある。

そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて 3 R の意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠。今年 6 月に公表した「環境・循環型社会・生物多様性白書」では、第六次環境基本計画を踏まえて、自然資本充実と環境価値を通じた「新たな成長」による「ウェルビーイング／高い生活の質」の充実についてまとめるとともに、循環型社会の形成に向けた廃棄物等の発生、循環的な利用及び処分の現状等について記述している。白書は、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>) にも掲載しているので、廃棄物・リサイクル関係法の施行状況や各種データとともに学校やコミュニティなどでの循環型社会形成に向けた地域学習・普及啓発のために御活用願いたい。

国民の取組推進に向けた直接的なアプローチとしては、“限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。”をキーメッセージとしたウェブサイト“Re-Style” (<http://www.re-style.env.go.jp/>) を運用している。

同事業では、循環型社会のライフスタイルを“Re-Style”と提唱し、資源を有効活用することの重要性や 3 R への共感、行動喚起等を目指し、情報発信や、店頭展開などの取組を実施している。

今年度も、引き続き、消費者向け 3 R 行動喚起事業「選ぼう！ 3 R キャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等にて実施する予定である。

10 月の 3 R 推進月間に合わせて、3 R 推進全国大会を 10 月 24 日に埼玉県にて開催する予定である。

今後とも 3 R や循環経済に関する情報発信や態度変容に向けた行動喚起について地方公共団体の御協力をお願いしたい。

※ 3 R ・資源循環推進フォーラム

我が国でごみゼロ社会作りに取り組んできた「ごみゼロパートナーシップ会議」が、その機能を拡充・発展して、平成 18 年 1 月に「3 R 活動推進フォーラム」として発足。令和 6 年 4 月より「3 R ・資源循環推進フォーラム」に名称を変更して新たに活動を開始した。

同フォーラムは、会員による 3 R の取組をさらに進めるほか、会員相互の連携した活動の展開など、幅広い関係者のパートナーシップの下で、国内での 3 R と循環型社会づくりの具体的活動を進めるとともに、我が国での経験と成果を世界に向けて発信していくこととしている。上記全国大会のほか、セミナー、3 R 促進ポスターコンクール、関係団体との各種連携

事業、循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰の推薦などを実施している。

すでに全都道府県を含め 80 の地方自治体に同フォーラムに参加いただいているが、自治体会員については、会費を免除しており、これを機に同フォーラム (<https://3r-forum.jp/>) への積極的な参画・協力をお願いしたい。

2. 循環経済・資源効率性に関する国際動向と我が国循環産業

の国際展開

(1) 循環経済・資源効率性に関する国際動向

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な地球規模の環境問題にも密接に関係している。循環経済の促進は、資源・製品の価値の最大化、資源投入量・消費量の抑制、廃棄物発生量の最小化等につながり、バリューチェーン全体の循環性及び資源効率性の強化は、三つの地球規模の危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）への対処に貢献する。このため、G7 含め世界各国が一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行を加速させている。

また、平成 27 年の国連サミットにおいて「2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）として 17 の目標（Goal）が設定された。Goal 12（持続可能な消費と生産）では、その細目として「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」等が掲げられており、我が国としても、「SDGs アクションプラン 2023（SDGs 推進本部、2023 年 3 月）」等を踏まえながら、これらの目標達成に向け、取組を加速化する必要がある。

① G7

平成 27 年の G 7 エルマウサミット（ドイツ）では、首脳宣言において資源効率性が取り上げられ、産業界、公的部門、研究機関、消費者等のステークホルダーが優良事例を共有する場として、「資源効率性のための G 7 アライアンス」が設立された。同アライアンスは、議長国が主導してワークショップを開催することとしており、設立以降毎年開催されている。

令和 5 年 4 月に開催された G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合においては、企業の循環経済に関する行動指針を示す「循環経済及び資源効率性原則（CEREP）」が同大臣コミュニケの附属書として採択され、広島サミットにおいて首脳レベルで承認も支持された。また、大臣コミュニケでは、重要鉱物等の国際的な回収リサイクルの強化、廃棄物分野の脱炭素化に向けた努力の強化、製品の循環性の測定や情報の流通・活用、循環経済や廃棄物管理に関する国際協力の強化等についても合意された。とりわけ、厳しい環境基準を守りかつ効率的なリサイクルが可能な国において、電気・電子機器等からの

重要鉱物等の国内外のリサイクルの強化に合意ができたことは、脱炭素社会への移行に不可欠な重要鉱物等の供給増とサプライチェーンの環境負荷削減の観点から意義がある。同年 11 月には、G7 及び B7（ビジネスセブン）の共催による初の合同ワークショップを開催し、日本議長のもと、G7・B7 両議長国・団体を代表して環境省松澤地球審議官、経団連野田副会長・環境委員長、また 2024 年 G7 議長国を代表してイタリア 環境・エネルギー安全保障省ガヴァ副大臣等が出席し、CEREP について議論が行われた。

令和 6 年 4 月に行われた G 7 トリノ気候・エネルギー・環境大臣会合においては、同大臣コミュニケの中で、繊維・ファッション循環経済の取り組み強化のため、「循環型繊維・ファッションアジェンダ」を 2024 年末までに策定することが G 7 資源効率性アライアンスに要請されたほか、CEREP については、指標や情報開示スキーム、デジタルプラットフォームの提供等を通じた実施促進が盛り込まれた。さらに、昨年を引き続き、重要鉱物・原材料の国内及び国際リサイクルの拡大についても明言された。

（２）国際的なプラットフォームの活用

我が国が主導する国際的なプラットフォームである「アジア太平洋 3 R・循環経済フォーラム」や「アフリカきれいな街プラットフォーム（ACCP）」等を活用し、共通指針の策定等を通じて途上国における循環経済移行や廃棄物管理の取組を促進している。また、当該地域において我が国の優位性のある廃棄物管理等の需要拡大を進め、日本の循環産業の国際展開やインフラ輸出を促進している。

①アジア太平洋 3 R・循環経済推進フォーラム

「アジア 3 R 推進フォーラム」は、アジアの途上国における廃棄物の適正処理や 3 R の推進による循環型社会構築に向けて、各国政府、国際機関等の多様な関係者が協調して取り組む基盤となるべく、平成 21 年に我が国の提唱により設立された。同フォーラムの下、定期的なハイレベル政策対話の実施、各国の 3 R プロジェクト実施に資する国際機関の支援などが進められている。

平成 25 年にハノイ（ベトナム）で開催された第 4 回会合では、アジアの持続可能な 3 R 目標を明記した「ハノイ 3 R 宣言（2013-2023 年）」が採択され、第 8 回会合（平成 29 年）では、アジア・太平洋地域の 3 R に関する取組を取りまとめた「アジア・太平洋 3 R 白書」が発表された。第 10 回会合（令和 2 年）からはアジア・太平洋地域における循環経済の取組推進を強化すべく、名称を「アジア太平洋 3 R・循環経済推進フォーラム」に変更した。

令和 5 年 2 月にシェムリアップ（カンボジア）で開催された第 11 回会合では、「廃棄物ゼロ社会と SDGs に向けた主要セクターへの循環経済の導入」を

全体テーマとし、アジア太平洋島嶼国 38 か国の政府関係者をはじめ、国際機関、民間企業、NGO などから約 400 名が参加した。次回の第 12 回会合（令和 6 年度開催予定）では、「ハノイ 3 R 宣言」の後継としての新たな 3 R・循環経済の目標（2024-2034 年）の合意及び、「アジア太平洋 3 R 白書」の続編となる「アジア太平洋 3 R・循環経済白書」の発表を予定している。

②アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP)

アフリカ開発会議 (TICAD) 6 における廃棄物セミナー (平成 28 年) での議論を踏まえ、環境省、国際協力機構 (JICA)、UNEP、国際連合人間居住計画 (UN-HABITAT) 及び横浜市のイニシアティブにより、平成 29 年 4 月にアフリカ 24 か国や国際機関から 150 名以上がマプト (モザンビーク) に集まり、「アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP)」が設立された。令和 6 年 5 月時点で、メンバーはアフリカ 47 か国、190 都市に拡大。本プラットフォームは、都市の廃棄物に関する知見・経験の共有や、アフリカやその他の地域における中央政府、地方自治体、研究機関、民間部門などのネットワーキングの促進を行い、廃棄物管理への投資を促し、アフリカ各国における廃棄物管理の政策優先順位を上げることで、SDGs の目標年である 2030 年に「きれいな街と健康な暮らし」をアフリカで実現させることを目指している。

平成 30 年 6 月には、ラバト (モロッコ) で第 1 回 ACCP 全体会合を開催し、アフリカの 32 か国、38 都市等から合計 250 名以上の参加を得て、モロッコにおける廃棄物管理、SDGs の達成に向けたデータ収集や官民連携、アフリカにおけるファイナンス等について議論を行った。

令和元年 8 月には、TICAD 7 の公式サイドイベントとして第 2 回 ACCP 全体会合を横浜で開催し、アフリカ 38 か国の参加を含む約 400 名が参加した。本会合では、「レジリエントな都市の実現に向けた持続可能な廃棄物管理」をテーマに、アフリカ諸国が直面する廃棄物管理の課題に関する発表・意見交換や、アフリカ各国からの参加者にアフリカでの事業展開に関心を有する日本企業を紹介するセッション等を行うと共に、ハイレベルセッションで表明された取組等を踏まえて、本会合の成果文書として ACCP の今後の活動の方向性を示す「ACCP 横浜行動指針」が採択され、TICAD7 にインプットされた。同指針に基づき、令和 3 年からは、UN-HABITAT が ACCP 事務局を担い、環境省にてその活動を支援している。

令和 4 年 7 月に、第 3 回 ACCP 全体会合を完全オンラインで開催し、アフリカ 48 か国、延べ 566 名が参加した。第 2 回 ACCP 全体会合で採択した「横浜行動指針」の更なる推進に加え、脱炭素移行に向けた、最終処分場の適正管理「福岡方式」(廃棄物処分場の準好気性埋立方式) の普及、またプラスチック廃棄物・医療系廃棄物・電気電子機器廃棄物の削減、適正処理や資源循環の推進を含む、TICAD 9 までの今後 3 年間の活動方向性を示す「チュニス行動指針」を採択した。本結果は、同年 8 月に行われた TICAD 8 にインプットされた。

今後も、同プラットフォームを通じ、アフリカ諸国への支援を進めていく予定である。

また、マプト市 (モザンビーク) の最終処分場においては、「福岡方式」の適用を含むウレネ最終処分場の安全閉鎖に向けたプロジェクトを実施し、令

和 2 年 10 月に第 1 期工事の完工式を実施した。また、令和 2 年 12 月に無償資金援助（ウレネ処分場の安全閉鎖にむけた重機の供与）の交換公文が締結され、令和 4 年 7 月に供与式典が実施された。これらマプト市・ウレネ最終処分場の安全閉鎖に向けた事業は、ACCP のモデルプロジェクトとして位置づけ、アフリカ各国における福岡方式のさらなる導入拡大につなげていく。

（３）循環産業の国際展開と廃棄物・リサイクル分野における国

際協力

①廃棄物・リサイクル分野のインフラ輸出戦略

途上国では経済成長や人口増加に伴い廃棄物の発生量が急増する一方、適正処理が追い付いていないことから、環境汚染等が深刻化している。我が国は優れた廃棄物管理の制度及び廃棄物管理・リサイクル技術等を有しており、優れたインフラを早期に導入・普及することで途上国の環境汚染・健康被害の低減・解決に貢献している。

内閣官房長官を議長とした経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」（平成 29 年度改訂版）では、従来からの気候変動の緩和分野に加え、廃棄物分野が位置づけられた。これを踏まえ同年 7 月に環境省において「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定した。

この戦略においては、廃棄物・リサイクル分野における分野別アクションとして、日本事業者による実現可能性調査（FS）支援及びモデル事業、二国間合同委員会を通じた、質の高い技術の導入の環境整備やファイナンスモデルの開発・適用、住民理解形成や廃棄物処理・リサイクル施設の計画・入札・設計・運営に至るまでの研修等を進めることとしている。

さらに平成 30 年 6 月には「インフラシステム輸出戦略（平成 29 年度改訂版）」に基づき、環境分野及びリサイクル分野の海外展開戦略を策定するとともに、同日には「インフラシステム輸出戦略（平成 30 年度改訂版）」も決定された。更に令和 2 年 12 月には、新型コロナウイルスの感染拡大や、今後の世界全体でデジタル化や脱炭素化が加速することを踏まえ、従来とは異なるインフラニーズに対応することを目的とした「インフラシステム海外展開戦略 2025」が決定された。

これらの戦略の一環として、民間企業の更なる海外展開を後押しするべく、環境インフラの海外展開に積極的に取り組む民間企業や各関係者の活動を支援する「環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）」が令和 2 年に設立された。

令和 3 年 6 月には二国間クレジット制度（JCM）を通じて、廃棄物発電施設

を含む環境インフラの海外展開を促進するため「脱炭素インフライニシアティブ」が策定され、令和12年度までに官民連携でGHG排出削減量累計1億トン程度（事業規模最大1兆円程度）を目指すことが盛り込まれている。

令和5年3月、岸田内閣総理大臣は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の新たなプランを発表し、ASEAN等の途上国に対して、廃棄物管理インフラ及び循環経済移行への協力を進めていくことが盛り込まれた。

今後、こうした戦略等を基に、我が国の質の高いインフラの海外展開を進め、途上国の環境改善促進に貢献していく。

② 廃棄物・リサイクル分野における国際協力

環境省では、インフラ輸出戦略等を踏まえ、我が国の循環産業の海外展開支援のため、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、制度・技術・人材育成等をパッケージで支援している。現在はインドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、サウジアラビア及びカタールとの間で、政策対話や廃棄物管理合同委員会、ワークショップ等を毎年実施している。

環境省が実施する訪日研修としては、我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修に、アジア、アフリカ諸国等世界各国より、平成23年度から令和5年度にかけて合計延べ825名が参加した。

また、アジア地域の途上国においては、環境省ハイレベルによる政策協議に加え、展示会、ビジネスマッチング及びセミナーといった一連のイベントを一体的に開催する「ジャパン環境ウィーク」を実施し、環境インフラのトップセールスを通じて、両国の環境分野のビジネスチャンスの効率的かつ効果的な創出を図っている。これまで、ミャンマー（平成30年1月）、ベトナム（平成31年1月）、タイ（令和2年1月）、インドネシア（令和3年）、フィリピン（令和4年3月）及びインド（令和5年1月）で開催したほか、令和5年のASEAN友好協力50周年を契機に、ASEAN諸国との協力強化を目的とした「日ASEAN50周年記念環境ウィーク」をラオス（令和5年8月）で開催した。これまで、福島市、横浜市、川崎市、富山市、大阪市、北九州市、福岡市等による、都市間連携など各都市の取組が紹介された。

さらに環境省では、廃棄物・リサイクル分野の国際協力として、JICAによる開発途上国への専門家派遣、開発途上国からの研修員の受入れ、JICAの実施する調査等についても必要な協力を行っている。

アジア・アフリカをはじめとした開発途上国においては、我が国の地方公共団体が有する、廃棄物処理計画等の計画策定や住民の合意形成等に関する経験やノウハウの共有が強く求められている。また、我が国循環産業の海外展開支援のためには、国家間の協力、事業者による努力だけでなく、地方公共団体

の取組の共有及び相手国との地方公共団体間連携を図っていくなど、様々なセクターで統合的に取り組むことが非常に有効である。このため、環境省は、令和元年に廃棄物管理分野に関する地方公共団体による国際協力推進ネットワークの検討を開始した。令和4年度は、会員向けに国際協力に資するコンテンツを提供する Web サイトを立ち上げるとともに、地方公共団体間の意見交換会、職員向けの国際協力研修を実施した。国際推進ネットワークへの参加は随時受け付けており、今後とも各自治体の御参加・御協力をお願いしたい。

3. 大阪湾フェニックス計画について

都府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処理場計画（フェニックス計画）を国土交通省と共同で推進している。

近畿圏においては、2府4県にまたがる「大阪湾フェニックス計画」が推進されており、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）において、平成元年度から広域処理対象区域（現在 169 市町村を指定）内で排出される廃棄物の最終処分を行っている。近畿2府4県において発生する一般廃棄物の最終処分量の約6割、産業廃棄物の最終処分量の約3割を受け入れ、近畿圏における廃棄物の安定的な処分のため重要な機能を果たしている。

令和5年度末には、現在稼働している4つの処分場の計画容量の約8割を超え、新たな埋立処分場の確保が課題となるなか、フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業実施に向け検討を進めている。

災害廃棄物の受入れについては、平成7年の阪神・淡路大震災による災害廃棄物約280万トン、平成16年の台風23号による災害廃棄物を兵庫県下4市町から約2,400トン、平成25年の淡路島地震による災害廃棄物約2万6,000トンを受け入れており、災害復興にも大きく貢献している。今後、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合の広域的な廃棄物処理体制について検討を進めていく中で、災害廃棄物の処分場等の確保という観点も踏まえ、海面処分場の役割に対する社会的要請を考慮する必要がある、令和元年度から大阪湾圏域における大規模災害に備えた廃棄物処理業務継続のための計画、減災対策、連携協力体制等の基本条件の検討を行っている。

今後も引き続き、廃棄物の圏域外への広域移動を抑制しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化を図るなどにより可能な限り処分場の延命化に努める必要があるため、関係府県におかれては管下市町村等関係機関に対する積極的な指導及び本事業への協力をお願いする。